

日韓図書協定の作成経緯と主な内容

～「朝鮮王朝儀軌」等の韓国政府への引渡し～

外交防衛委員会調査室 なかうち やすお
中内 康夫

前原誠司外務大臣は、2011年1月24日、第177回国会（常会）の外交演説において、「日韓両国は、基本的価値や利益を共有する最も重要な隣国同士である」「昨年の日韓併合100年に続き、本年を、未来志向の新たな100年を切り開いていく元年と位置付け、協力関係を一層深めていく」との考えを示すとともに、「日韓図書協定については、速やかに御審議の上、今国会での御承認をお願いしたい」と述べ、前国会から継続審議となっている「図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」（以下「日韓図書協定」又は「本協定」という。）の締結について国会承認を要請した¹。

この日韓図書協定は、日本政府が保管する「朝鮮王朝儀軌（ぎき）」等の朝鮮半島由来の図書の韓国政府への引渡しを主たる内容とする二国間条約である。本稿では、本協定について、その作成の背景・経緯を説明した上で、各条文の内容、韓国政府に引き渡される図書の概要等を紹介していきたい。

1. 本協定作成の背景・経緯

（1）内閣総理大臣談話の閣議決定

日韓併合²から100年となる2010年8月29日を前に、菅内閣は同月10日、日韓関係に関する内閣総理大臣談話を閣議決定した³。

その中では、「植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛」に対し、「痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明する」とともに、「36年に及んだ植民地支配」について、当時の韓国の人々の「意に反して行われた」との見解を示し、「自らの過ちを省みることに率直でありたい」としている。また、在サハリン韓国人支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援といった人道的な協力を今後とも誠実に実施すると表明するとともに、これからの100年を見据え、未来志向の日韓関係を構築していくとの決意を示している。

さらに談話では、「日本が統治していた期間に朝鮮総督府を経由してもたらされ、日本政府が保管している朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の貴重な図書について、韓国の人々の期待に応えて近くこれらをお渡ししたいと思います」と表明し、現在、宮内庁が保管している「朝鮮王朝儀軌」と呼ばれる李氏朝鮮時代の国家行事の記録文書などの図書を韓国側に引き渡す考えを明らかにした。

¹ 第177回国会衆議院本会議録第1号（平23.1.24）、参議院本会議録第1号（平23.1.24）

² 「韓国併合ニ関スル条約」（いわゆる「日韓併合条約」、1910年8月22日署名、同月29日発効）に基づき、大日本帝国が大韓帝国（1897年から李氏朝鮮王朝が使用していた国号）を併合したことをいう。

³ 談話の全文は首相官邸ホームページに掲載されている。

（<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html>）

なお、内閣総理大臣談話の閣議決定と同日に行われた記者会見において、菅直人総理は、朝鮮半島由来の図書の「返還」ではなく「お渡し」という表現を使った理由を問われたのに対し、「先ほどの請求権等の言葉も出ましたが、そうした法律的な形のもの、もう既に完全に解決済みという立場の中で、お渡しをするという表現を使わせていただきました」⁴と答え、図書の引渡しは、日韓請求権・経済協力協定⁵によって解決済みとしている日韓間の財産請求権の問題とは関係なく、日本側の一方的行為として行うものであるとの認識を明らかにした。

(2) 海外にある朝鮮半島由来の文化財をめぐる韓国国内の動き

内閣総理大臣談話の中では、朝鮮王朝儀軌等の引渡しは、「韓国の人々の期待に応じて」のものであるとしているが、韓国国内では以前から日本にある朝鮮半島由来の文化財の韓国への引渡しを求める動きが継続していた⁶。とりわけ朝鮮王朝儀軌については、2006年9月に民間人が中心となって「朝鮮王朝儀軌還収委員会」という団体が設立され、日本にある朝鮮王朝儀軌の韓国への引渡しに向けた様々な活動が行われるとともに、韓国国会においても、2006年12月と2010年2月の2回にわたり「日本所蔵『朝鮮王朝儀軌』返還要求決議案」が可決されていた⁷。また、2010年4月にカイロで開催されたエジプト政府主催の「文化財保護及び返還のための国際会議」において、韓国文化財庁は、朝鮮王朝儀軌の文化的重要性を強調し⁸、「優先的に返還を求める文化財リスト」の中に日本にある朝鮮王朝儀軌を掲載していた。

なお、フランス政府は、「外奎章閣図書(ウエギュジャンガクトソ)」と呼ばれる約300冊の朝鮮王朝儀軌を保有しており⁹、韓国政府から長年にわたり引渡しを求められていたが、2010年11月12日、李明博(イ・ミョンバク)韓国大統領とサルコジ仏大統領との首脳会談において、「5年間の貸与契約と5年ごとの契約更新」を条件に当該図書が韓国側に引き渡されることが確認された¹⁰。

⁴ 菅内閣総理大臣記者会見(平成22年8月10日)(首相官邸ホームページ)

(<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10kaiken.html>)

⁵ 1965年の日韓国交正常化の際に締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(「日韓請求権・経済協力協定」)では、韓国の経済発展に役立てるため、日本は韓国に対して、無償供与3億ドル、政府借款2億ドルの支援を約束する一方(第1条)、両国及びその国民の間の財産・請求権の問題が完全かつ最終的に解決されたことが確認されたと規定している(第2条)。

⁶ 日本政府は、総理談話を受けての朝鮮王朝儀軌等の韓国政府への「引渡し」は、日本側の一方的行為によるものであるとして「返還」という言葉を用いていない。他方、韓国においては、海外にある朝鮮半島由来の文化財を同国内で保有しようとする事について、「返還」や「還収」という言葉を用いているようである。本稿では、日本政府の立場を踏まえ、韓国国内の動きを記載する際にも、原則として「引渡し」と表現するが、団体名、決議名等に「返還」「還収」という言葉が含まれている場合はそのままの表記としている。

⁷ 2010年2月に可決された決議案の内容については、白井京「日本所蔵朝鮮王朝儀軌返還要求決議案の提出」『外国の立法』(2010.2)(<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02420212.pdf>>を参照)。

⁸ 現在、韓国にある朝鮮王朝儀軌約3,500冊は、2007年6月にユネスコ記憶遺産(Memory of the World)として登録されている。

⁹ 外奎章閣は、李氏朝鮮時代に王室関連の文書・図書を保管していた王室図書館の別館で江華島にあった。フランス艦隊が江華島を攻撃した丙寅洋擾(1866年)の際、その蔵書の一部がフランスに持ち去られた。

¹⁰ フランスでは国内法との関係で保有文化財の永久貸与は困難であり、そのために5年ごとの更新という形をとったと報じられている(『毎日新聞』(平22.11.19))。

(3) 本協定の作成

内閣総理大臣談話を受け、日本政府内では、朝鮮王朝儀軌等の政府が保管している特定の図書の韓国政府への引渡しに向けて、具体的な検討に入った。

財政法（昭和 22 年法律第 34 号）では、「国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」（第 9 条第 1 項）と規定しており、国有財産である政府保管の図書の韓国政府への引渡し（無償譲渡）に当たっては、そのための特別な法律を制定するか、条約の形式をとって国会の承認を得るなどの手続をとることにより、財政法上の制約を解除する必要がある。

そうした点を踏まえ、日本政府は、①朝鮮半島に由来する特定の図書を日本政府から韓国政府に引き渡すこと、②本件図書の引渡しにより両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう両国政府が努めることを内容とする協定（日本においては国会承認条約）を韓国政府との間で結ぶこととした。

なお、過去に日韓間で文化財の引渡しに関する条約を締結した例としては、1965 年に締結された「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」¹¹及び 1991 年に締結された「故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」¹²がある。

その後、日韓両国の政府間で本協定の作成に向けて協議が行われた結果、2010 年 11 月 8 日の日韓外相電話会談において、実質的合意に至った。そのため、同月 14 日に横浜で行われたアジア太平洋経済協力（A P E C）首脳会議の際の日韓首脳会談の機会をとらえ、菅総理と李明博大統領の両国首脳に加え、仙谷由人内閣官房長官（当時）等も立会いの下¹³、日本側・前原外務大臣と韓国側・金星煥（キム・ソンファン）外交通商部長官との間で本協定の署名が行われた。

これを受け、本協定の承認案件は、同月 16 日に第 176 回国会（臨時会、2010 年 10 月 1 日－12 月 3 日）に提出されたが、審議は行われず¹⁴、衆議院において継続審査の手続がとられ、第 177 回国会（常会）に審議は持ち越されている。

¹¹ 日韓国交正常化の際に締結されたものであり、協定に基づき、陶磁器 97 点、考古資料 334 件、石造美術品 3 点、図書 163 部 852 冊、通信関係品目 35 点が韓国政府に引き渡された。日本政府は、これらの文化財の引渡しについて、韓国国民がその歴史的な文化財に深い関心を抱いていること、朝鮮戦争等に伴い韓国内の多くの文化財が焼失したことなどの事情に配慮したものであると説明している（外務省『日韓諸条約について』（1975 年 11 月）22 頁）。

¹² 故李方子女史（かつて朝鮮王朝皇太子の地位にあった李垠殿下と 1920 年に結婚、1989 年 4 月にソウルで逝去）に由来する服飾、装身具等で東京国立博物館に保管されていたもの 227 点について、故人の遺志も踏まえ、韓国政府に譲渡するため締結されたものである。外務省によれば、日韓図書協定の作成に当たり、前例としてこの協定を参考にしたとのことであり、両協定は全体の構成や各条文の内容が類似したものとなっている。

¹³ 『朝日新聞』（平 22. 12. 2）

¹⁴ 第 176 回国会においては、本協定の承認案件を議題とした審議は行われていないが、朝鮮王朝儀軌等の引渡しに関して、質問主意書の提出や外交、防衛等に関する調査の一環としての委員会での議論は行われている（「朝鮮王朝儀軌についての内閣総理大臣談話に関する質問主意書」（参質 176 第 58 号、平 22. 10. 22）、「朝鮮王朝儀軌等の韓国政府への引き渡しに関する質問主意書」（衆質 176 第 238 号、平 22. 12. 1）、第 176 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 2 号 5－6 頁（平 22. 10. 21）等）。

2. 本協定の内容

本協定は、前文、本文3か条、末文及び附属書から成り、その主な内容は以下のとおりである¹⁵。

(1) 朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書の韓国政府への引渡し（第1条）

第1条では、「日本国政府は、両国及び両国民間の友好関係の発展に資するための特別の措置として、朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書を、両国政府間で合意する手続に従ってこの協定の効力発生後六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡す」ことを規定している。

本条により、日本政府は、附属書に掲げる図書を協定の発効後6か月以内に韓国政府に対して引き渡す義務を負うこととなる。

本条で規定する「引き渡す」とは、2010年8月10日の内閣総理大臣談話で示された「お渡し」と同義であり、無償譲渡のことである。

当該図書の引渡しの具体的な手順・場所等については、協定の発効後、「両国政府間で合意する手続」に従うこととなり、それによって引渡しが行われる。

(2) 文化交流及び文化協力の一層の発展への両国政府の努力義務（第2条）

第2条では、「両国政府は、前条に規定する措置により両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう努める」ことを規定している。

韓国政府に引き渡される図書については、韓国文化財庁等が中心となり、保存・管理を行い、状況に応じて、適宜、展示を行うことも想定されるが、現時点では、具体的な保管・展示の場所等は決まっていないようである。

(3) 協定の発効（第3条）

第3条は「各政府は、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを書面により相手国政府に通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された日に効力を生ずる」と規定している。

本協定発効のために必要とされる国内手続について、韓国では国会承認が不要とされる。他方、日本では、前述の理由により（1.（3）参照）、国会承認が必要とされている。

(4) 日本政府から韓国政府への引渡しの対象となる図書（附属書）

日本政府から韓国政府への引渡しの対象となる朝鮮半島に由来する図書は、附属書に掲げられている。

ア 選定方法

これらの図書の選定方法について、外務省は、2010年8月10日の内閣総理大臣談話において示された「日本が統治していた期間に朝鮮総督府を経由してもたらされ、日本政府が保管している朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の貴重な図書について、韓国

¹⁵ 本協定の全文（日本語・韓国語）及び説明資料が外務省ホームページに掲載されている。
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_66.html)

の人々の期待に応じて近くこれらをお渡ししたいと思います」との方針を踏まえ、日本政府において対象となる図書を選定したと説明している。

具体的には、「日本が統治していた期間」とは、1910年8月の日韓併合時から、1945年8月の第二次世界大戦終戦（日本のポツダム宣言受諾）により、日本の朝鮮半島統治が事実上終了した時点までの期間としている。

また、「朝鮮総督府を経由してもたらされ」とされていることから、朝鮮総督府を経由せず、個人・団体による購入・受贈などを通じて、日本にもたらされたものは原則として含まれないこととなる。

さらに、「日本政府が保管している」とは、日本の行政府（内閣とその統轄下にある行政機関）が保管していることを意味するとしており、国会、裁判所、地方自治体、民間などが保管しているものは対象とはなっていない。

なお、「図書」とは、書籍・典籍といった本の類を指し、文字が書かれているものであっても、書道の優れた作品である書蹟などは含まれない。

イ 引渡し対象の図書

上記の方針で選定が行われた結果、引渡しの対象となる図書は、いずれも宮内庁書陵部が保管している「朝鮮王朝儀軌」（81部167冊）及び「その他の図書」（69部1,038冊）の合計150部1,205冊となり、それらが附属書に掲げられた（次頁の表参照）。

「朝鮮王朝儀軌」とは、個別の図書の名称ではない。李氏朝鮮時代、朝鮮王朝は、王室の嘉礼（結婚式）や国葬、築城など、国家や王室の主要行事に関し、その内容を「儀軌」と題して図と文章で詳細に記録した。「朝鮮王朝儀軌」とはそれらの図書群の総称である。現在、宮内庁に所蔵され、本協定で引渡しの対象となった儀軌の大部分は、1922年に朝鮮総督府から宮内省（当時）に移管されたものである¹⁶。

朝鮮王朝儀軌のほか、内閣総理大臣談話の方針に従って、引渡しの対象となった「その他の図書」1,038冊について、内容面で分類すると、詩文集など文学関係図書465冊、政治・法律・制度関係図書252冊、歴史・伝記関係図書179冊、地誌関係図書77冊、思想関係図書37冊、その他28冊となる。また、制作時期で分類すると、17世紀制作30冊、18世紀制作301冊、19世紀制作269冊、20世紀制作102冊、刊行年・書写年不明336冊となっている¹⁷。

（5）本協定の実施のための国内措置

本協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

¹⁶ 1917年に宮内省が業者から購入した「進饌儀軌（純元王后六旬賀宴）」（4冊）以外の儀軌（80部163冊）は、1922年に宮内省が執務資料として朝鮮総督府から移管を受けたものである。そのうち「明成皇后国葬都監儀軌」「宝印所都監儀軌」「大礼儀軌」等を含む44部82冊は、それまで五台山史庫（李氏朝鮮時代に王室関連の文書・図書を保管していた史庫の一つで現在の韓国江原道平昌郡に所在）に保管されていたものである（「衆議院議員吉井英勝君提出学術文化遺産の戦後処理問題解決に関する再質問に対する答弁書」（内閣衆質174第586号、平22.6.22）、宮内庁資料「朝鮮王朝儀軌」等）。

¹⁷ 外務省資料「日韓図書協定：引渡し対象の図書について」による。なお、宮内庁の資料によれば、収蔵年が不明の1冊を除く1,037冊は、朝鮮総督府を経由して1911年に宮内省に収蔵されたものである。また、いずれの図書も朝鮮総督府が入手する以前の所蔵者は不明となっている。

(表) 韓国政府への引渡しの対象となった図書

(ア) 朝鮮王朝儀軌 81部167冊

【代表的な図書の例】

- めいせいこうごうこくそうとかんぎ き
・「明成皇后国葬都監儀軌」 4冊
朝鮮王朝の高宗の妃である明成皇后（閔妃）の国葬記録。1898年作成。
- ほういんしょとかんぎ き
・「宝印所都監儀軌」 1冊
朝鮮王朝が使用した「朝鮮国王之印」など11印の改鑄を行った際の記録。1876年作成。
- たいれいぎ き
・「大礼儀軌」 1冊
朝鮮国王の高宗の即位についての記録。1897年作成。
- せんげんふりやくしゅうせいぎ き
・「璿源譜略修正儀軌」 1冊
王室の族譜中、翼宗に皇帝の尊号を奉ったことなどの修訂をしたことを記した記録。1904年作成。

(イ) その他 69部1,038冊

【代表的な図書の例】

- そうしたいぜん
・「宋子大全」102冊
朝鮮王朝中期の文人官僚で、孝宗(在位 1649～1659)の重臣であった、宋時烈(1607～1689)の著作全集。著者の没後、肅宗(在位 1674～1720)のとき、遺稿を集めて編纂したもの。1787年作成。
- こうさいぜんしょ
・「弘齋全書」100冊
朝鮮王朝の正祖(在位 1776～1800)の著作全集。正祖の次男で、王位を継いだ純祖(在位 1800～1834)の宮廷で、編集・刊行されたもの。19世紀前半作成。
- ぞうほぶんけんびこう
・「(増補)文献備考」2種99冊
朝鮮王朝の英祖(在位 1724～1776)が朝鮮の社会や文化について分野ごとにまとめさせた『東国文献備考』の増訂本を基に高宗のとき更に増補させたもの。1908年作成。
- こうえんせつわ
・「講筵説話」80冊
朝鮮王朝の純祖2年(1802年)9月29日～同31年(1831年)5月17日の、国王の学問所である熙政堂(ひせいどう)における講義記録。作成時期不明。
- ゆうし
・「邑誌」74冊
朝鮮王朝の地区・地誌を、各道ごとに編集したもの。1875～1908年作成。
- ゆうあんしゅう
・「尤庵集」60冊
朝鮮王朝の政治家、宋時烈(1607～1689)の著作集。1847年作成。
- とうもんぜん
・「東文選」54冊
朝鮮人詠作の詩文の名編を集め、文体によって分類した朝鮮文学の全集。編者は15世紀の文人官僚。

(出所) 外務省資料「日韓図書協定：引渡し対象の図書について」を参考に筆者作成

3. おわりに

外務省は、本協定締結の意義について、協定に基づき、附属書に掲げる図書1,205冊が韓国に引き渡されることになれば、両国間の文化交流及び文化協力の一層の発展並びに両国間及び両国民間の友好関係の発展に資することが期待されると説明している¹⁸。

また、韓国外交通商部の金英善(キム・ヨンソン)報道官は、2010年11月15日の記者会見において、前日に本協定の署名が行われたことに関し、「日本政府の決定、努力を高く評価し、両国がより未来志向的に発展することを期待する」と語るとともに、図書の引渡し時期については「可能な限り早期に実施されることを期待している」と発言している¹⁹。

日本国内においても、朝鮮王朝儀軌等の韓国への引渡しについて、日韓の友好関係を促進する観点から肯定的に評価する意見があり、さらには、これを契機に文化財・文化遺産をテーマにしたより幅広い両国間の対話・協力を進め、その成果を政治・経済分野に波及させる戦略を構築すべきとの提案なども示されている²⁰。

他方、本協定に対する問題提起として、①日韓併合100年に関連付けて「反省と謝罪」の気持ちで図書を引渡しということであれば、韓国国内における新たな文化財引渡し要求の声を高め²¹、解決済みとしてきた請求権等に係る事案を再び外交問題化させることにもつながらないか、②現在、韓国には日本統治時代に日本側から持ち込まれた図書が数多く残っているが、今回の協定の意義が日韓の文化交流・文化協力を通じて両国の友好関係の発展に資することにあるのならば、日本側にもこれらの図書が引き渡されて然るべきではないか、③引渡しの対象となっている図書は非常に文化性・専門性が高いものであり、図書の価値やその引渡しの是非を判断するには、綿密な調査や専門家からの意見聴取が不可欠であったが、政府がこうした手続を行わないまま重要な国有財産の引渡しを約束したことは問題ではないかといった見解が示されている²²。また、朝鮮王朝儀軌等を韓国に引き渡した場合、「日朝平壤宣言」²³で国交正常化交渉の際に文化財の問題を協議するとされている北朝鮮との関係に影響を及ぼすことはないのかといった指摘なども行われている²⁴。

日韓両国の友好関係の発展を図り、未来志向の日韓関係を構築していくに当たり、日韓図書協定を締結することの意義や影響をどのように考えるべきなのか、国会において十分な審議が行われることが期待される。

¹⁸ 外務省「図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の説明書」1頁
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_66c.pdf)

¹⁹ 『朝日新聞』(平22.11.16)

²⁰ 川村陶子「日韓関係前進の一步、韓国文化財『引渡し』」『WEB RONZA+』(2010年8月24日)
(<http://astand.asahi.com/magazine/wrpolitics/2010082400012.html>)

²¹ 韓国文化財庁が2010年1月に公表した資料では、韓国国外に流出した文化財は、搬出手段が合法か違法かを問わず、18か国、10万7,857点に及ぶとしており、このうち日本は6万1,409点を占めるとしている。

²² 「緊急アピール 朝鮮王朝儀軌等の韓国政府への引き渡し協定が抱える問題点」(平成22年12月3日 創生「日本」) (<http://sosei-nippon.jp/data/report101203.pdf>)

²³ 2002年9月の小泉純一郎総理(当時)の北朝鮮訪問の際に発表された「日朝平壤宣言」には、「文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議すること」が明記されている。

²⁴ 「朝鮮王朝儀軌についての内閣総理大臣談話に関する質問主意書」(参質176第58号、平22.10.22)